

答 申

諮問第 5 1 号

第 1 審査会の結論

和歌山県教育委員会（以下「実施機関」という。）は、別紙 1 の「公文書の名称」欄に記載している公文書（以下「本件公文書」という。）について、別紙 2 の 、 及び から までの情報を開示すべきである。

また、別紙 2 の の情報が記載されている箇所の上から 3 行目の 2 9 文字目以降の情報についても開示すべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、和歌山県情報公開条例（平成 1 3 年和歌山県条例第 2 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対し、平成 1 9 年 2 月 2 日付けで本件公文書について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対して本件公文書を特定し、一部を開示する部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、開示しない部分及び開示しない理由を別紙 1 の「左のうち開示しない部分」欄及び「開示しない理由」欄のように記載して平成 1 9 年 2 月 1 6 日付けで異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成 1 9 年 4 月 1 3 日付けで行政不服審査法（昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号）第 6 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立ての内容要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、「本件処分を取り消し、本件公文書の一部非開示の部分の開示をすとの決定を求める。」というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書並びに審査会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約するとおおむね次のとおりである。

(1) 条例第3条で「実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、県民の公文書の開示を求める権利を十分に尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされないよう最大限の配慮をしなければならない。」と規定されており、また、条例第7条で、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定されている。しかし、実施機関は、「個人情報でない情報」も「個人情報」として非開示とし、既に公にしている資料を、条例第7条第2号及び同条第6号に該当するとの理由で非開示としている。これは、条例の趣旨に反する隠蔽行為であると同時に、異議申立人を騙す行為でもある。

(2) 児童意見、感想文及び生徒感想文について

ア 過日配布された「平成17年度人権教育リーダー養成講座実践交流資料(人権教育学習单元)平成18年1月」(以下「小冊子」という。)には、非開示とされた生徒感想文が掲載されている。小冊子を発行するにあたっては、感想文を書いた本人に掲載する旨の了解をもらっているはずであるし、公金を用いて印刷して学校関係者に配布したものであることから、小冊子に掲載されている生徒感想文は、「公にした情報」である。

イ 非開示とされた感想文には児童名の記載もなく、また、多数の者に配布、公表された小冊子にも掲載されているにもかかわらず、「公にすることにより、なお個人の権利利益を害する」とする論理は成り立たない。

ウ 本件公文書に含まれている感想文には、開示されたもの

と開示されなかったものの両方があり、開示の決定に一貫性がない。

(3) 研究授業の授業者の氏名及び所属学校名について

ア 本件公文書では、授業者の氏名、所属学校名は非開示とされているが、過日開示を受けた別の公文書では、同様の事項が開示されており、開示の決定に一貫性がない。

イ 本件公文書に記載されている事業は、前年に完了している（遂行した）事業であり、まとめとして小冊子が作成されており、開示することで「事務の適正な遂行に支障をきたすおそれがある」との理由は成り立たない。

(4) なお、実施機関が非開示とした情報のうち、別紙 2 の 、及び については、開示を求めるものではない。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が部分開示決定通知書及び異議申立てに対する部分開示処分理由説明書並びに審査会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約するとおおむね次のとおりである。

1 本件公文書中の教員の氏名については、慣行として公にすることが予定されている情報であり、かつ、人権教育リーダー養成講座（以下「本件講座」という。）への参加は、公務員の職務遂行情報であることから、条例第 7 条第 2 号ただし書のア及びウに該当するものとして原則として開示している。しかし、同時に条例第 7 条第 6 号に該当すると認められる場合は、例外的に非開示とした。

2 条例第 7 条第 2 号の該当性について

(1) 非開示とした情報のうち別紙 2 の から までについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第 7 条第 2 号に該当し、同条同号ただし書のアからウのいずれにも該当しないので、非開示とした。

このうち については、本件講座において劣等感やひが

みをテーマとした講演を依頼した際、講演のレジюмеに記載されていたものである。したがって、当該講演を聴かないとわからない情報であり、慣行として公にすることを予定している個人情報ではないと判断した。

については、講師（ALT）は公務員であるが、レジюмеに出身国や馬を2頭飼っている、落ち着きがないというような個人情報が記載されていたため、総合的に判断し非開示とした。

については、ゲストティーチャーは、公務員の職務遂行としてではなく、ボランティアとして授業に参加したものであるため個人情報として非開示とした。

については、レジюмеに記載された個別の指導計画と当該レジюмеを作成したグループの教員の学校名の情報を照合すれば個人が特定されるため非開示とした。

- (2) 別紙2の については、当該情報のみでは、特定の個人を識別することはできない。しかし、当該情報は、児童や生徒の内心を表現したものであり、個人の人格と密接に係っており、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当し、同条同号ただし書のアからウのいずれにも該当しないので、非開示とした。

なお、異議申立人は、同様の情報が、小冊子に掲載され多数の者に配布されている旨の主張をしているが、小冊子は、本件講座の目的を踏まえ、学校においてその研究の成果を活かしていくよう指導するための教材として作成したものであり、不特定多数の者に配布はしていない。

したがって、小冊子に掲載された情報は、慣行として公にされている情報とはいえない。

3 条例第7条第6号の該当性について

- (1) 本件講座は、受講者がグループで自由な発想や活発な意見の交換をしながら、事例となる学習単元を作成すること

を目的とした研究活動である。グループによっては、作成途中の学習単元を検証するため、主体的に研究授業を行っている。

別紙2の から までの情報については、開示することにより研究授業を行った特定の学校、学級及び授業者が判明することとなり、受講者の研究意欲を損ない、研究授業を実施する教員がいなくなる等、事務の適正な遂行に支障を来すおそれがあるため、条例第7条第6号に該当するものとして非開示とした。

なお、レジュメには授業者の氏名及び所属学校名を開示したものと非開示としたものの両方があるが、非開示としたレジュメは、授業の実践記録であり、授業者の氏名及び所属学校名を開示することになれば、授業者やグループの研究意欲を損ない、今後の本件講座を実施する上で、支障が出るおそれがあると判断し、非開示とした。

一方、授業者の氏名及び所属学校名を開示したレジュメは、授業の実践記録ではなく、授業案を机上で作成したり、各学校での取組みを集めて作成したものである。本件処分にあたり、それぞれのレジュメについて、学習単元の完成度と授業の実践記録か否かを個別に判断した結果、開示・非開示の差違が生じたものである。

- (2) 別紙2の については、開示することにより受講者からの自由な意見の収集が困難となるおそれがあり、アンケート結果を参考に本件講座の工夫・改善を行う事務に関して、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当するものとして非開示とした。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

なお、実施機関が非開示とした情報については、別紙2のとおり

りであるが、異議申立人は、審査会における説明及び意見の陳述の際、当該情報のうち、及びについては、開示を求めるものではない旨の発言をしている。

したがって、当審査会は、これらの情報については、審査の対象とせず、異議申立人が開示を求める情報についてのみ審査を行うものとする。

1 本件公文書について

本件公文書は、平成15年度から平成17年度における本件講座に関する公文書である。

なお、受講者の決定について所属長等に通知するための起案文書、本件講座における実践報告を受講者に依頼するため等の起案文書、修了証書の授与についての起案文書及び人権教育資料に係る原稿作成依頼についての起案文書には、通知文や依頼文のほか、本件講座の趣旨、主催及び期日等が記載された実施要項と受講者の職名、氏名、所属学校名及び性別等が記載された参加者名簿が添付されている。

また、本件講座に係る研究授業開催についての起案文書には、研究授業の日時、場所（学校名、所在地及び電話番号）、授業者の氏名及び所属学校名等が記載されている。

レジュメには、授業者の氏名及び所属学校名、授業協力者の氏名及びプロフィール、生徒感想文等が記載され、授業風景等の写真が掲載されている。

さらに、アンケート用紙には、記入者の氏名、所属学校名又は所属教育委員会名及び本件講座に参加した感想等が記載されている。

2 条例第7条第2号該当性について

(1) 条例第7条第2号本文では、個人の尊厳に関わる基本的人権の尊重の立場から情報公開制度の下においても個人のプライバシーに関する情報が最大限に保護されるよう配慮すべきであることから、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別できるもの（他の情報と照合することにより、特定の

個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの。」については、原則として開示しない旨規定している。

その上で、同条同号ただし書きでは、次の情報については、例外として開示すべき旨規定している。

- ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
- イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (2) 別紙 2 の については、本件講座の研究授業に講師として参加した授業協力者(以下「授業協力者」という。)の氏名、勤務先及び勤務先での在職期間の情報である。このうち、氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることは言うまでもない。

そこで、当該氏名が、条例第 7 条第 2 号ただし書きに該当するか否かについて検討する。

本件の場合、授業協力者は、公務員であるが、職務として研究授業に参加したか否かは確認できなかった。このような場合、本県が実施する事業において、本件のように講師として参加する等当該公務員が中心的な役割を担っているときは、その行為の面から捉えると、本県が実施する公務に従事している公務員の情報であると解することができ、その情報の開示に関しては公務員の職務遂行情報と考えられる。

また、授業協力者との交流に係るレジュメ等、授業協力者に関して既に開示されている情報を確認したが、氏名を開示しても、授業協力者の権利利益を侵害するおそれはないものとする。

したがって、研究授業へ参加した当該公務員の氏名は、慣行として公にすることが予定されている情報であると認められる。

なお、一般的に公務員の勤務先及び勤務先での在職期間についても公務員の職務遂行情報であり、慣行として公にすることが予定されている情報であると認められる。

以上のことから、別紙2の については、条例第7条第2号ただし書きアに該当し、開示すべき情報であると認められる。

- (3) 別紙2の については、授業協力者のプロフィールとしての生年月日や出生地等の情報であり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

また、これらの情報については、公務員の職務遂行情報ではなく、慣行として公にすることが予定されている情報でもないことから、条例第7条第2号本文に該当し、同条同号のただし書きには該当しないと認められる。

- (4) 別紙2の については、本件講座の講師の子ども時代の状況等の情報であり、既に講師の氏名を開示していることから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

そこで、当該情報が、条例第7条第2号ただし書きに該当するか否かについて検討する。

本件講師は、人権教育等のテーマで、各地で講演活動を行っている。通常、講演することを職業としている場合、プロフィール等の自己紹介は、本来、不特定多数の者に知られることを予定しているものであると考えられる。

しかしながら、当該情報は、通常プロフィール等として紹介される職歴や所属団体名等の情報ではなく、講師の子ども時代の内心等が記載されているものである。

また、通常紹介されるプロフィール等については、本件公

文書に講師略歴として別途記載されており、既に開示されている。

このことからすると、当該情報は、本件講座のワークショップのために特別に提供されたものであり、不特定多数の者に知られることを予定している情報とは認められない。

ただし、別紙 2 の の情報が記載されている箇所の上から 3 行目の 29 文字目以降の情報は、上記の講師略歴に記載されている情報と同様であり、その内容は講師の内心等の記載でもない認められる。

以上のことから、別紙 2 の については、当該情報が記載されている箇所の上から 3 行目の 29 文字目以降の情報は、条例第 7 条第 2 号には該当しないため開示すべきであるが、その他の情報については同条同号本文に該当し、ただし書きに該当しないと認められる。

- (5) 別紙 2 の については、本件講座の研究授業に講師として参加した A L T の氏名であり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることは言うまでもない。

そこで、当該氏名が、条例第 7 条第 2 号ただし書きに該当するか否かを検討する。

A L T は公務員であり、かつ職務として講師を務めているものであることから、氏名については慣行として公にされることが予定されている情報であると認められる。

なお、実施機関は、レジユメに出身国や馬を 2 頭飼っている、落ち着きがないというような個人情報に記載されていたため総合的に判断したと主張している。

確かにレジユメには、出身国や「お母さんが家で馬を 2 頭も飼っている」、「落ち着きがないと思った子どもが多かったようだ」という記載がある。

しかしながら、これらの情報は、授業の中で、A L T 本人が児童に話した内容や教員が評価した児童の A L T に対する

印象であり、公務員の職務遂行情報と考えられる。

以上のことから、別紙 2 の については、条例第 7 条第 2 号ただし書きアに該当し、開示すべき情報であると認められる。

- (6) 別紙 2 の については、本件講座の研究授業にゲストティーチャーとして参加した保育士(以下「ゲストティーチャー」という。)の氏名並びに当該保育士が特定されることとなる地域名及び保育所名の情報である。これらの情報については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることは言うまでもない。

そこで、当該情報が条例第 7 条第 2 号ただし書きに該当するか否かについて検討する。

本件の場合、実施機関の説明によると、ゲストティーチャーは公務員であるが、職務として参加したものではないとのことであった。

しかし、当該情報については上記(2)と同様であり、公務員が本県の事業において、中心的な役割を果たしているものであることから、条例第 7 条第 2 号ただし書きアに該当し、開示すべき情報であると認められる。

- (7) 別紙 2 の については、本件講座の障害者の居住地校交流に係るレジюмеに実践例として記載された児童の学年、性別及び障害の内容の情報であるが、当該情報単独では、特定の個人を識別することはできない。しかし、実施機関は、当該情報とレジюмеに記載された個別の指導計画及び当該レジюмеを作成したグループの教員の所属学校名を照合することにより、特定の個人を識別できると主張している。

確かに、条例第 7 条第 2 号では、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる場合にも、非開示情報として取り扱う旨規定している。

しかし、同条同号に規定されている「他の情報」は、特別な場合を除き、「県民であれば保有している又は入手可能で

あると通常考えられる情報」と解すべきである。本件の場合、県民が保有している情報又は入手可能であると通常考えられる情報と本件公文書の開示に基づき得られる情報とを照合しても、個人を特定することができるとは認められない。

したがって、別紙 2 の は条例第 7 条第 2 号に該当せず、開示すべき情報であると認められる。

- (8) 別紙 2 の については、一定のテーマについて行われた授業に関する児童や生徒の感想文である。当該感想文は、児童や生徒の内心を表現したものであり、個人の人格と密接に関係していることから、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、条例第 7 条第 2 号に該当すると実施機関は主張している。

確かに、特定の個人を識別できなくても匿名の作文や無記名の著作物のように個人の人格と密接に関連したり、公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものがあることから、条例第 7 条第 2 号では、特定の個人を識別できない個人情報であっても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある場合について、補充的に非開示情報とする旨規定している。

しかしながら、本件の場合、感想文の記載内容を確認したところ、「個人の人格と密接に関係しており、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報」とまでは認められなかった。

また、実施機関によると、感想文を書いた児童や生徒も小冊子に掲載されることは、認識しているとのことであり、担任等特定の教員以外にもその内容を知られることを容認しているものであると考えられる。

したがって、別紙 2 の は、条例第 7 条第 2 号に該当せず、開示すべき情報であると認められる。

3 条例第 7 条第 6 号該当性について

- (1) 条例第7条第6号では、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては、開示しない旨規定している。
- (2) 別紙2の から までについては、本件講座の研究授業を行った授業者の氏名、所属学校名及び学級名（以下「授業者氏名等」という。）の情報である。実施機関は、授業者氏名等が判明することとなれば、主体的に研究授業を行っている受講者（以下「受講者」という。）の研究意欲を損ない、研究授業を実施する教員がいなくなる等、事務の適正な遂行に、支障を及ぼすおそれがあると主張している。また、レジュメが学習単元の作成途中におけるものであれば非開示とし、学習単元が完成していれば開示する等、学習単元の完成度と授業の実践記録か否かにより個別に判断したと主張している。

しかしながら、授業者氏名等は、実施機関の関係職員のみが知り得る情報ではなく、研究授業を実施した学級の児童や生徒及び当該児童や生徒の保護者等の関係者（以下「保護者等」という。）には、明らかになっている又は明らかになることが予定されているものである。

このことから考えると、保護者等以外のものに対して授業者氏名等を明らかにすることにより、受講者の研究意欲が損なわれ、事務の適正な遂行に支障を及ぼす合理的な理由についての説明はなされていない。

また、学習単元は、常に改善、改良を加えられるものであって、完成されることがないものであると考えられることからすると、完成された学習単元か否かで開示・非開示を区別することはできないものである。

したがって、学習単元の作成途中のもののみについて、開示することにより研究授業を実施する教員がいなくなる等、事務の適正な遂行に支障を及ぼすとの実施機関の主張は是認できない。

さらに、万一、授業者氏名等を開示することにより、受講者の研究意欲を損なうことがあったとしても、本件講座の内容を受講者による研究授業を含むものとすることや実施機関内における職務命令により人権教育のリーダーを養成するために研究授業を行わせることは可能であり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

以上のことから、別紙2の から までは開示したとしても、本件講座に関する事務の適正な遂行に、支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、条例第7条第6号に該当するとは認められない。

- 4 以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成19年4月24日	諮問（実施機関）
平成19年5月15日	実施機関からの理由説明書を受理
平成19年7月10日	異議申立人からの意見書を受理
平成19年8月1日	審議
平成19年8月21日	異議申立人と実施機関からの説明及び 意見の聴取
平成19年9月26日	審議
平成19年10月25日	審議

平成19年11月20日	審議
平成19年12月20日	審議

別紙 1

公文書の名称		左のうち開示しない部分	開示しない理由
起案日	内 容		
H15.6.30	平成15年度人権教育リーダー養成講座の受講者の決定について（伺い）	参加者性別	条例第7条第2号該当個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。
H15.10.31	平成15年度人権教育リーダー養成講座第3回実践交流に係るレポートについて	参加者性別	条例第7条第2号該当個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。
H15.12.12	平成15年度人権教育リーダー養成講座（第3回）の実施について（伺い）	参加者性別	条例第7条第2号該当個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。
H16.1.23	人権教育資料第30集掲載原稿の作成依頼について（伺い）	参加者性別	条例第7条第2号該当個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。
H16.6.7	平成16年度人権教育リーダー養成講座の受講者の決定について（伺い）	受講者性別	条例第7条第2号該当個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。
H16.11.24	人権教育リーダー養成講座に係る研究授業について（伺い）	研究授業実施場所、授業者及びファックス送信元	条例第7条第6号該当公にすることにより、授業者の自由な記述が困難になる等、指導方法の工夫・改善に係る事務に関し、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
		授業協力者名及びプロフィール	条例第7条第2号該当個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。

H16.12.9	平成16年度人権教育リーダー養成講座に係る修了書の授与について(伺い)	受講者性別	条例第7条第2号該当個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。
H17.7.14	平成17年度人権教育リーダー養成講座(第1回)のアンケート等について	自己紹介	条例第7条第2号該当個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。
		アンケート用紙	学校名、教育委員会名及び氏名 条例第7条第6号該当公にすることにより、記入者から自由な意見の収集が困難になる等、講座の工夫・改善に係る事務に関し、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
H17.8.5	平成17年度人権教育リーダー養成講座(第2回)のアンケート等について	自己紹介	条例第7条第2号該当個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。
		アンケート用紙	学校名、教育委員会名及び氏名 条例第7条第6号該当公にすることにより、記入者から自由な意見の収集が困難になる等、講座の工夫・改善に係る事務に関し、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
起案なし	平成15年度リーダー養成講座実践交流資料(人権教育学習プラン)	参加者性別 写真(特定の個人が識別でき、公になっていない部分に限る)	条例第7条第2号該当個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。
		グループ 外国人	作成者の学校名(学校名が特定される記入を含む)及び 条例第7条第6号該当公にすることにより、記入者の自由な記述が困難になる等、指

		び氏名	導方法の工夫・改善に係る事務に関し、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
		講師(ALT)名	条例第7条第2号該当個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。
	グループ 女性 授業プラン女性の人権	作成者の学校名、氏名及び学級新聞名	条例第7条第6号該当公にすることにより、記入者の自由な記述が困難になる等、指導方法の工夫・改善に係る事務に関し、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
		児童氏名、ゲストティーチャー氏名、地域名及び保育所名(ゲストティーチャーが識別できる部分に限る)	条例第7条第2号該当個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。
	グループ 障害者 居住地校交流	対象児の記載及び対象児童が特定できる表現	条例第7条第2号該当個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。
起案なし	平成16年度リーダー養成講座実践交流資料(人権教育学習プラン)	写真(特定の個人が識別でき、公になっていない部分に限る)	条例第7条第2号該当個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。
	グループ 女性の人権	児童意見及び感想文	条例第7条第2号該当個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利を侵害するおそれのあるものであるため。

	グループ の人権	外国人	授業協力者名 及びプロフィール	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であ って、特定の個人を識 別することはできない が、公にすることによ り、なお個人の権利を 侵害するおそれのある ものであるため。
			学校名	条例第7条第6号該当 公にすることにより、 記入者の自由な記述が 困難になる等、指導方 法の工夫・改善に係る 事務に関し、当該事務 の適正な遂行に支障を 及ぼすおそれがあるた め。
		同和問 題	生徒感想文	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であ って、特定の個人を識 別することはできない が、公にすることによ り、なお個人の権利を 侵害するおそれのある ものであるため。
起案なし	グループ の人権		写真（特定の 個人が識別でき、公に なっていない部分に限 る）	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であ って、特定の個人を識 別することができるも のであるため。
		障害者	児童感想文	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であ って、特定の個人を識 別することはできない が、公にすることによ り、なお個人の権利を 侵害するおそれのある ものであるため。
		高齢者	児童感想文	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であ って、特定の個人を識 別することはできない が、公にすることによ り、なお個人の権利を 侵害するおそれのある ものであるため。

			るものであるため。
		グループ インターネットによる人権侵害	生徒感想文 条例第7条第2号該当個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利を侵害するおそれのあるものであるため。
		グループ 同和問題	生徒感想文 条例第7条第2号該当個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利を侵害するおそれのあるものであるため。
起案なし	平成17年度人権リーダー養成講座(第3回)アンケート	学校名、教育委員会名及び氏名	条例第7条第6号該当公にすることにより、記入者から自由な意見の収集が困難になる等、講座の工夫・改善に係る事務に関し、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

別紙 2

参加者及び受講者の性別

授業協力者の氏名、勤務先及び勤務先での在職期間

授業協力者の生年月日及び出生地

自己紹介

写真（特定の個人が識別でき、公になっていない部分に限る）

講師（ALT）名

児童氏名

ゲストティーチャーの氏名、地域名及び保育所名（ゲストティーチャーが識別できる部分に限る）

対象児の記載及び対象児童が特定できる記載

児童意見、感想文及び生徒感想文

研究授業実施場所、授業者及びファックス送信元

「グループ外国人」の授業者の氏名及び所属学校名（学校が特定される記入を含む）

「グループ女性の人権」の授業者の氏名、所属学校名及び学級
新聞名

「グループ外国人の人権」の所属学校名

アンケート用紙記入者の氏名、所属学校名及び所属教育委員会名